

村の監査委員を紹介します

【問い合わせ】

監査委員事務局 (☎282-1711 内線1250)

任期満了に伴い、東海村議会の同意を得て新しい村の監査委員(2人)が就任しましたので、ご紹介します。

●識見委員(代表監査委員)

土尻 滋さん(再任)

(任期：令和5年12月17日から4年間)

●議会選出委員(議員)

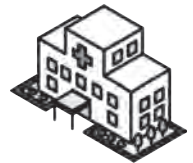
笹嶋 士郎さん

(任期：令和6年2月6日から議員の任期まで)

村の監査委員は、東海村監査基準に沿って、「村民の皆さんの税金が適切に使われているか」「村の事業が効果的に行われているか」など、村の事務や事業についてチェックし、必要に応じて是正・改善などの指導を行います。監査の結果は、議会や村長に提出するほか、村公式ホームページに掲載するなど、広くその内容を公表しています。

4月から!

休日診療の受付時間が 午前9時～正午に変わります



休日診療の受付時間は、これまで午前9時30分～午後2時(正午～午後1時を除く)でしたが、**4月からは、休日診療の受付時間が「午前9時～正午」となります。**

休日診療は初期救急といって、救急医療のひとつです。安易な受診は、医師をはじめとした医療従事者の負担増加につながり、救急医療に協力してくれる医師や医療機関の減少を招きかねず、将来的に地域の救急医療体制が維持できなくなる恐れがあります。休日や夜間の救急医療機関は、あくまでも緊急性の高い患者さんに対応するためのものです。急病や緊急時以外は、通常の診療時間内に受診しましょう。

救急医療を本当に必要とする方のため、誰もが安心して必要なときに医療を受けられる体制を維持するために、医療機関の適正受診に、皆様のご理解とご協力をお願いします。

【問い合わせ】保健センター(☎282-2797)

医療機関の適正受診にご協力ください

■何でも相談できる「かかりつけ医」を持とう!

「かかりつけ医」なら、普段の体調や病歴などを把握した上で、適切な診断や治療をしてもらえます。

■できるだけ「通常の診療時間内」に受診を!

休日診療はあくまでも「急病患者」のためのものです。休日や夜間の診療は、医療機関に支払われる医療費が高く設定されていますので、自己負担額も大きくなります。

また、令和6年4月から「医師の働き方改革」が始まります。「診療時間内の受診」が、患者さんやご家族の皆さんに求められています。通常の診療時間内に受診するよう、ご理解とご協力をお願いします。



◀「医師の働き方改革」について詳細はこちら

■病院に行くその前に、もう一度考えよう!

通常の診療時間内に受診することができないか、病院に行く前に、もう一度よく考えてみましょう。

夜間や休日の急な発熱やけがなどで、病院に行くべきかどうか迷うときは、下記をご利用ください。

【電話による相談は…】

▽「茨城おとな救急電話相談」(15歳以上)

#7119または、☎050-5445-2856

▽「茨城子ども救急電話相談」(14歳以下)

#8000または、☎050-5445-2856



【インターネット検索が利用できます】

「茨城県インターネット医療機関検索サービス」(右の二次元コードからアクセス可)では、次の内容が検索できます。

▽1. 今診てもらえるお医者さん検索

▽2. 休日夜間急患診療所・当番医検索

